

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川辺町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

川辺町長

公表日

令和4年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)資格継続管理 (7)高額療養費該当回数引継ぎ業務 (8)オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険給付システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第1 項番16、30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課、税務課
②所属長の役職名	住民課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再発行・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療期間等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再発行・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療期間等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)資格継続管理 (7)高額療養費該当回数の引継ぎ業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。		
平成29年6月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア/プラットフォーム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険給付システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム		
平成29年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45		
平成29年6月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 馬場啓司、税務課長 平岩康成	住民課長 馬場啓司、税務課長 佐伯政宣	事後	
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再発行・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療期間等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再発行・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療期間等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)資格継続管理 (7)高額療養費該当回数の引継ぎ業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア/プラットフォーム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険給付システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 馬場啓司、税務課長 佐伯政宣	住民課長、税務課長	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策	-	IV 追加	事後	新様式への変更
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)資格継続管理 (7)高額療養費該当回数の引継ぎ業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)資格継続管理 (7)高額療養費該当回数の引継ぎ業務 (8)オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税シ ステム、国民健康保険給付システム、統合宛名シ ステム、中間サーバー、次期国保総合システ ム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険税シ ステム、国民健康保険給付システム、統合宛名シ ステム、中間サーバー、国保総合システム、国 保情報集約システム、医療保険者等向け中間 サーバー等	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番 16、30	・番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第1 項 番16、30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、 80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、 22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、 80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番27、42、43、44、45 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事後	